

令和8年度幼保連携型認定こども園指導監査実施方針

令和8年7月29日

秋田県人口戦略部こども支援課

1 指導監査の目的

指導監査は、幼保連携型認定こども園の運営状況及び設備運営基準等の遵守状況について、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・指示又は是正の措置を講ずることなどにより、幼保連携型認定こども園の運営の適正かつ円滑な実施を確保しようとするものである。

2 指導監査の対象（秋田市に所在する施設を除く。）

- （1）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条7項に規定する幼保連携型認定こども園
- （2）幼保連携型認定こども園で実施している児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
- （3）幼保連携型認定こども園で実施している児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業

3 指導監査の方針

指導監査は、入園児の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般にわたって総合的に実施する。

上記の実施に当たっては、個々の施設が歴史的沿革、立地条件、その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、施設自らの運営努力を勘案し、形式的、画一的指導に陥らないよう留意する。

4 指導監査の実施機関と担当区域

指導監査の実施機関と担当区域は次のとおりとする。

実施機関	担 当 区 域 等
北教育事務所	鹿角市、大館市、北秋田市、能代市、小坂町、藤里町、八峰町、三種町、上小阿仁村
南教育事務所	大仙市、横手市、湯沢市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村
こども支援課	男鹿市、潟上市、由利本荘市、にかほ市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村

5 指導監査の方法及び回数

指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分け、一般指導監査については、全分野にわたって確認する「通常監査」と分野を絞った「簡易監査」により実施する。なお、「簡易監査」は1の目的を担保しつつ監査事務を効率化するために実施する方法であることから、前回の指導監査時に文書指摘を行った施設

等に対しては「通常監査」を実施することとする。

(1) 一般指導監査

ア 基本事項

(ア) 各実施機関が策定する実施計画に基づき、実地による監査を実施する。

(イ) 原則として年1回以上行う。

イ 通常監査

(ア) 対象施設のうち、3分の1程度の施設を目途に実施する。ただし、実施機関の判断により全ての施設あるいは3分の1を超える施設に対して、通常監査を実施することもできるものとする。

(イ) 事前に施設から提出される自主点検表及び指導監査資料の全般にわたって実施する。

(ウ) 指導監査時間については、おおむね3時間程度とする。

ウ 簡易監査

(ア) 対象施設のうち、通常監査を実施しない施設に行う。

(イ) 事前に施設から提出される自主点検表及び指導監査資料のうち、次に掲げる園児の安全に関する分野※や9で定める重点事項に絞って実施する。ただし、施設において記載する自主点検表等は記載項目を限定することはせず、実施機関が確認を要すると判断した項目がある場合は確認を行う。

※ 自主点検表のうち園児の安全に関する分野

第5(1) 学校安全計画、(2) 危険等発生時の対応、(3) 事故対策、(5) 感染症対策

第7-2(2) 健康管理の状況

第8(3) 粉ミルクの調乳、(4) 食品衛生管理

(ウ) 指導監査時間については、おおむね2時間程度とする。

エ 実地によらない監査

(ア) 次のa又はbのいずれかに該当する場合には、上記ア(ア)にかかわらず、実地によらない監査を実施することができる。ただし、bに該当する場合にあっては、簡易監査を実施するものに限る。実地によらない監査を行った翌年度は実地による監査を実施するものとする。

a 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地による検査を行うことが著しく困難又は不適当と認められる場合（「その他やむを得ない事由」については、感染症が長期にわたって流行している状況を想定しており、一般指導監査に従事する職員の多忙など、実施機関の事情は対象とならない。）

b 次のいずれにも該当し、実地による監査が必ずしも必要でないと認められる場合

- ・ 対象施設が前年度の実地監査において文書指摘又は口頭指摘のいずれも受けていないなど、前年度の監査結果が良好であること。
- ・ 対象施設が設置されてから3年を経過していること。
- ・ 対象施設を管轄する実施機関において前年度における実地監査の実施率が5割以上であること。

(イ) 実地によらない監査を行う場合は、実地による監査となるべく同様の確認ができるよう、書面確認のみではなく、ウェブ会議システム等により遠隔で施設・設備等の目視確認を行うこと（ウェブ会議システム等を使用することができない場合は、施設・設備等の写真や目視に代わって監査項目を確認するための書類提出を求めること）。その上で、実地によらない監査において疑念が生じた場合等には、速やかに実地による監査に切り替えること。

(2) 特別指導監査

問題を有する幼保連携型認定こども園を対象に、必要に応じて特定の事項について実施する。

6 指導監査の実施計画の策定

(1) 指導監査の実施計画は、指導監査の実施機関が作成する。

北教育事務所及び南教育事務所は、指導監査実施計画書（様式1）をあらかじめこども支援課に提出するものとする。

なお、公私連携幼保連携型認定こども園の所在する市町村については、当該市町村の定める実施方針に基づいて行う指導監査の実施計画について、別途報告を求めるものとする。

(2) 指導監査の実施時期については、幼保連携型認定こども園の諸般の事情を考慮して決定する。

7 指導監査班の編成

指導監査班は、指導監査項目に関する法令及び指導方針について、十分な知識及び経験を有する者2名以上をもって編成するものとし、そのうち1名は、原則として主査以上の職にある者とする。

8 実地による指導監査の事前準備

(1) 指導監査の実施機関は、その対象施設等に対し、その期日やその他必要な事項を事前に通知する。また、対象施設に自主点検表等の提出を依頼する際は電子メール等による電子データの提出を原則とする。

(2) 指導監査職員は、前回の監査結果の問題点その他必要とする事項について事前に検討を加え、指導監査の実効を期する。

9 指導監査重点事項

重点事項は別紙のとおりとする。

10 指導監査実施上の留意事項

(1) 指導監査は、公正不偏に指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮する。

(2) 指導監査の過程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう配慮し、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意する。

(3) 指導監査の結果、問題点を認めたときは、できるだけその発生原因の究明を行うよう努める。

11 指導監査結果の措置

(1) 講評及び口頭指示

指導監査職員は指導監査終了後、幹部及び関係職員の出席を求めて講評及び必要な指示を行う。ただし、人事等特に幹部のみに講評を行うことを適当とする事項については、その者に対し、別途講評及び必要な指示を行う。

ア 文書指摘

(ア) 法令又は通知等に違反する場合

(イ) 利用児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(ウ) 度重なる口頭指導によっても是正が見られない場合

イ 口頭指摘

(ア) 違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも是正が見込まれる場合

(イ) 過去の指摘事項に対する改善状況等を総合的に判断して、文書指摘の必要がないと認められる場合

ウ 助 言

上記ア・イに該当しないが、施設運営に資するものである場合

(2) 指導監査の復命

指導監査職員は、終了後、速やかに指導監査結果の復命書を作成し、知事に提出する。

(3) 指導監査結果の検討及び措置

指導監査の実施機関は、指導監査結果について綿密に検討してその問題点を明らかにし、これに対する指導監査の対象となった幼保連携型認定こども園が採るべき措置を具体的に決定して、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置をとる。

(4) 指導監査結果の指示及び確認

ア 指導監査結果の指示は、前項の検討に基づき、指導監査後1か月を目途に、必要な事項の内容及び改善方法を具体的に文書をもって行う。

イ 指示事項に対する是正改善の状況は、期限を付して報告を求めるほか、重要事項については必要に応じてその改善状況等を確認するために特別指導監査等の措置を講じる。

ウ 指導監査において、繰り返し是正措置をとるよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされていないものについては、必要に応じて法令に基づく処分を行う。

エ 指導監査結果の指示及び確認は、別添様式2により行う。

オ 北教育事務所及び南教育事務所は、指導監査の実施結果を、別添様式3によりこども支援課に報告するものとする。

カ 公私連携幼保連携型認定こども園の所在する市町村については、指導監査の実施結果について別途報告を求めるものとする。

12 令和9年度以降の指導監査様式等の検討

令和8年3月31日付け国通知「「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」の一部改正について」において、国による標準的な監査調書等が示され、令和9年度からは「保育業務施設管理プラットフォーム」に実装する予定となっている。

そのため、令和8年における指導監査等の機会を捉え、監査対象施設側に標準様式等を示し、移行の可否を含めた意見聴取を行う等により情報を集約し、令和9年度からの県内の指導監査の実施方法について検討を進めることとする。

別紙

令和８年度幼保連携型認定こども園指導監査の重点事項

- １ 職員定数と現員の状況（自主点検表第３）
- ２ こどもの安全管理の状況（自主点検表第５、第７－２（２））
- ３ 適切な保育・支援の実施と小学校との接続に関する状況（第７－１（５）、第７－５）